



鳥取県公報

平成18年6月2日(金)
第7792号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	課税免除に関する届出書及び不均一課税適用申請書の一部改正 (387) (税務課)	1
	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (388) (指導管理室)	2
	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (389) (〃)	3
	指定居宅サービス事業者の指定 (390) (東部総合事務所福祉保健局)	3
	特定計量器の定期検査の実施 (391) (食の安全・くらしの安心推進課)	4
	土地改良区の定款の変更の認可 (392) (耕地課)	4
	保安林の指定予定 (393) (森林保全課)	4
教委告示	定例教育委員会の招集 (8) (教育総務課)	5
病院局告	鳥取県立厚生病院の休日・夜間等救急受付業務に係る	
示 告	医療費の収納の事務の委託 (2) (総務課)	5
公 告	平成18年度毒物劇物取扱者試験の実施 (医務薬事課)	6
雑 報	平成18年度宅地建物取引主任者資格試験の実施 (住宅政策課)	7
正 誤	平成18年3月28日付鳥取県条例第22号中訂正.....	9

告 示

鳥取県告示第387号

平成12年鳥取県告示第455号（課税免除に関する届出書及び不均一課税適用申請書について）の一部を次のように改正する。

平成18年6月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

第1条 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<u>特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例</u> （平成12年鳥取県条例第61号）第6条第1項及び第2項に規定する課税免除に関する届出書並びに第7条第1項に規定する不均一課税適用申請書の様式を次のように定める。	<u>特定地域の振興を促進するための県税の課税免除及び不均一課税に関する条例</u> （平成12年鳥取県条例第61号）第9条第1項及び第2項に規定する課税免除に関する届出書並びに第10条第1項に規定する不均一課税適用申請書の様式を次のように定める。

第2条 次の表の左欄に掲げる様式中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の右欄に掲げる字句に改める。

様式第1号	低開発地域工業開発地区における 農村地域工業等導入地区における 県税の課 過疎地域における 税免除に関する届出書	農村地域工業等導入地区における 過疎地域における 税免除に関する届出書
第9条第1項		第6条第1項
資本の金額		資本金の額
	1 この届出書は、新增設した設備を事業の用に供することとなった日から30日以内に提出してください。なお、新增設した設備が複数ある場合には、事業所ごと、かつ、事業の用に供した日を含む事業年度又は年の異なるごとに、事業の用に供することとなった日のうち最も遅い日から30日以内に提出してください。	1 この届出書は、原則として、個人にあっては新增設した設備等を事業の用に供することとなった日の属する年の翌年3月15日までに、法人にあっては新增設した設備等を事業の用に供することとなった日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日までに提出してください。
様式第2号	第9条第2項	第6条第2項
様式第6号	第10条第1項(第4号)	第7条第1項(第1号)
	1 この申請書は、商業基盤施設の用に供することとなった日から30日以内に提出してください。なお、複数の商業基盤施設を設置する場合には、施設の用に供した日を含む事業年度又は年の異なるごとに、施設の用に供することとなった日のうち最も遅い日から30日以内に提出してください。	1 この申請書は、原則として、個人にあっては家屋等を商業基盤施設の用に供することとなった日の属する年の翌年3月15日までに、法人にあっては家屋等を商業基盤施設の用に供することとなった日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日までに提出してください。
様式第7号	第10条第1項(第5号)	第7条第1項(第2号)
	資本の金額	資本金の額
	1 この申請書は、新增設した設備を事業の用に供することとなった日から30日以内に提出してください。 なお、新增設した設備が複数ある場合には、事業所ごと、かつ、事業の用に供した日を含む事業年度又は年の異なるごとに、事業の用に供することとなった日のうち最も遅い日から30日以内に提出してください。	1 この申請書は、原則として、個人にあっては新增設した家屋等を事業の用に供することとなった日の属する年の翌年3月15日までに、法人にあっては新增設した家屋等を事業の用に供することとなった日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日までに提出してください。

第3条 様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

様式第4号 削除

様式第5号 削除

附 則

この告示は、平成18年6月2日から施行する。

鳥取県告示第388号

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第16号）第7条に規定する徴収吏員について、地方自治法

(昭和22年法律第67号) 第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成18年6月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委任させた事務

行政代執行法(昭和23年法律第43号)第2条の規定に基づく代執行に係る費用の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県国土整備部道路企画課

課長補佐 太田 裕司

道路管理係長 川本 英生

主事 仙石 英樹

3 委任期間

平成18年6月2日から平成19年3月31日まで

鳥取県告示第389号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成18年6月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

廃止年月日	住 所	名 称
平成18年3月31日	倉吉市東巌城町2	鳥取県職員労働組合中部総合事務所福祉保健局分会
"	米子市東福原一丁目1-45	鳥取県職員労働組合西部支部西部総合事務所福祉保健局分会

鳥取県告示第390号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年6月2日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人陽和会 理事長 石上 歩	鳥取市宮長270 - 1	特定非営利活動法人陽和会デイサービスセンターひより	鳥取市桜谷4-28	通所介護	平成18年6月1日

鳥取県告示第391号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年6月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
八頭郡 八頭町	平成18年7月3日（月）	午後1時から 午後3時まで	八頭郡八頭町宮谷80 郡家公民館
"	平成18年7月4日（火）	"	八頭郡八頭町船岡539 船岡公民館
"	平成18年7月6日（木）	"	八頭郡八頭町徳丸625 八東フルーツ総合センター
八頭郡 若桜町	平成18年7月7日（金）	"	八頭郡若桜町大字若桜757 若桜町山村開発センター
八頭郡 智頭町	平成18年7月10日（月）	"	八頭郡智頭町大字智頭2076-2 智頭町総合センター
八頭郡	平成18年7月18日（火）	"	鳥取市若葉台南七丁目7 鳥取県計量センター
"	平成18年8月1日（火）から同月31日 (木)までの日（日曜日及び土曜日を除 <。）	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部食の安全・くらしの安 心推進課計量担当

鳥取県告示第392号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、淀江町土地改良区の定款の変更を平成18年5月29日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年6月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第393号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年6月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字三倉字六郎谷1055から1058まで、1058の2、1059の1、1059の2、1061、1061の1、1062、1064から1066まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第8号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成18年6月2日

鳥取県教育委員会委員長 山 修 平

1 日時 平成18年6月6日(火)午後1時~

2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室

3 議題

(1) 鳥取県立高等学校の通学区域の見直しに伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の新設について

(2) その他

病院局告示

鳥取県病院局告示第2号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、鳥取県立厚生病院の休日・夜間等救急受付業務に係る医療費の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示する。

平成18年6月2日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 委託の相手

株式会社コアズ鳥取支社

2 委託期間

平成18年6月1日から平成19年3月31日まで

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定に基づき、平成18年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成18年6月2日

鳥取県知事 片 善 博

1 試験の日時

平成18年8月29日（火）午前10時50分から午後2時30分まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験の種類

一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験（毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）附則第3項に該当するものを除く。）

4 試験の方法

次に掲げる事項について筆記による試験を行う。

(1) 毒物及び劇物に関する法規

(2) 基礎化学

(3) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

(4) 毒物及び劇物の識別

なお、上記(3)及び(4)の毒物及び劇物は、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあっては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物に、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては同令別表第2に掲げる劇物に限る。

5 受験手続

(1) 書類の提出先

ア 県内居住者 最寄りの保健所

イ 県外居住者 鳥取県福祉保健部医務薬事課（〒680-8570鳥取市東町一丁目220）

(2) 提出書類

ア 受験願書（9に掲げる問合せ先において配布するものによること。）

イ 履歴書（アとともに配布するものによること。）

ウ 写真（出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横4センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

エ 受験票（アとともに配布するものによること。）

(3) 受験に関する書類の受付期間及び時間

平成18年6月19日（月）から同月30日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分まで。

なお、郵送の場合は、平成18年6月30日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) その他

視覚、聴覚、音声又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、願書の提出までに鳥取県福祉保健部医務薬事課に申し出た場合、受験の際にその障害の状態に応じて必要な措置を講ずることがある。

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は10,500円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既に納付された受験手数料は、返還しない。

7 受験票の交付

受験票については、平成18年8月23日（水）までに鳥取県福祉保健部医務薬事課から本人あてに送付する。

8 合格者の発表等

(1) 合格者の受験番号を、平成18年9月22日（金）発行の鳥取県公報に公告し、同日午前9時に鳥取県庁1階ロビー掲示板及び鳥取県内各保健所に掲示し、並びに鳥取県ホームページに掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

(2) 試験結果の開示

この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。

この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過する日までの間に、鳥取県福祉保健部医務薬事課に受験票又は運転免許証等本人であることを確認できるものを持参の上、その旨を申し出ること。

9 その他

この試験に関し不明なことは、次に問い合わせること。

鳥取県福祉保健部医務薬事課（電話 0857-26-7203、ファクシミリ 0857-21-3048）

鳥取保健所（東部総合事務所福祉保健局）（電話 0857-22-5691）

倉吉保健所（中部総合事務所福祉保健局）（電話 0858-23-3144）

米子保健所（西部総合事務所福祉保健局）（電話 0859-31-9316）

日野保健所（日野総合事務所福祉保健局）（電話 0859-72-2032）

雑 報

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の2第1項の規定による鳥取県知事の委任に係る平成18年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成18年6月2日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 三澤 真

1 試験の日時 平成18年10月15日（日）午後1時から午後3時まで

ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により試験の一部の免除を受ける者（以下「登録講習修了者」という。）については、午後1時10分から午後3時までとする。

2 試験の場所 倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館**3 試験の内容**

(1) 内容 おおむね次の事項について行う。

ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

ただし、登録講習修了者については、ア及びオに掲げる事項に関する問題を免除する。

(2) 出題法令 平成18年4月1日現在施行されている法令による。

4 試験の方法及び出題数

(1) 方法 4肢択一式の筆記試験による。

(2) 出題数 50問

ただし、登録講習修了者については、45問とする。

5 受験資格 年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

6 受験申込み

(1) インターネットによる申込みの場合

ア 試験案内の掲載

(ア) 掲載期間 平成18年7月3日(月)から同月18日(火)まで

(イ) 掲載場所 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ(<http://www.reatio.or.jp>)

イ 申込期間 平成18年7月3日(月)午前9時30分から同月18日(火)午後9時59分まで

ウ 申込方法

(ア) 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ(<http://www.reatio.or.jp>)にアクセスし、受験申込画面において必要な事項(登録講習修了者については、登録講習修了者証明書(修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のものに限る。)に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。)を入力すること。

(イ) 写真ファイル(平成18年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景のものでJPG形式のもの)を添付すること。

エ 受験手数料及び納付方法

(ア) 受験手数料 7,000円

(イ) 納付方法 財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより、又はコンビニエンスストアより納入すること(事務手数料は、本人負担とする。)。

(2) 郵送による申込みの場合

ア 試験案内及び受験申込書の配布

(ア) 配布期間 平成18年7月3日(月)から同月31日(月)までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は除く。

(イ) 配布場所 社団法人鳥取県宅地建物取引業協会の東部、中部及び西部の各支部並びに鳥取県生活環境部住宅政策課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局建築住宅課並びに社団法人全日本不動産協会鳥取県本部

イ 申込期間 平成18年7月3日(月)から同月31日(月)までの日付の消印のあるものに限り有効とする。

ウ 提出書類

(ア) 受験申込書(裏面に受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書をはったもの)

(イ) 写真1枚(平成18年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦4.5センチメートルから5センチメートルまで、横3.5センチメートルから5センチメートルまでの間の大きさのもの)

(ウ) 登録講習修了者にあっては、登録講習修了者証明書(修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のものに限る。)

エ 受験手数料及び納付方法

(ア) 受験手数料 7,000円

(イ) 納付方法 受験申込み前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと(払込手数料は、本人負担とする。)。

才 郵送先及び郵送方法 社団法人鳥取県宅地建物取引業協会（鳥取市川端二丁目125鳥取県不動産会館2階）へ、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと。

7 合格発表

(1) 発表の期日 平成18年11月29日（水）

(2) 発表の方法 社団法人鳥取県宅地建物取引業協会の東部、中部及び西部の各支部に合格者一覧表を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行う。

8 試験に関する問合せ先 社団法人鳥取県宅地建物取引業協会（電話 0857-23-3569）

正 誤

平成18年3月28日公布の鳥取県条例第22号（鳥取県税条例の一部を改正する条例）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 34

行 20

誤 （平成18年法律第 号）

正 （平成18年法律第40号）

10 平成18年6月2日 金曜日

鳥 取 県 公 報

第7792号